

高知県公報

発行

高知県

高知市丸ノ内

一丁目2番20号

発行日

毎週2回

(火曜日・金曜日)

目次	
告 示	ページ
○遊漁規則の一部変更の認可	(漁業管理課)
〈5・16揭示〉	1

告 示

高知県告示第376号の2

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を令和6年5月16日に次のとおり認可した。

令和6年5月16日（揭示済）

高知県知事 濱田 省司

- 1 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則
- (1) 漁業権者の名称及び住所
- 奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10
- (2) 漁業権の免許番号
- 内共第504号
- (3) 遊漁規則の変更の内容
- 第4条第2項ただし書中「について、」を「について、奈半利川の平鍋えん堤から下流の区域に限り、」に改め、同項の表中

あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網	第五種共同漁業権内共第504号に係る漁場の全区域	6月1日から9月30日まで。ただし、さお漁のうちえさ釣り及びぎじ釣りによるものに限る、7月15日から9月30日までとする。
	しゃくり掛け	奈半利川の田野ぜきから上流の区域	7月1日から9月30日まで
	金突	奈半利川の長山橋上流端から上流の区域並びに同川支流野川川及び奈半利川支流西谷川の区域。ただし、奈半利川支流小川川のメガネ橋から弘瀬の堰までの区域を除く。	8月1日から9月30日まで
	と網 なげ網		8月1日から9月30日まで。ただし、夜間を除く。

を「

あゆ	徒手採捕 さお漁 すくい網	奈半利川の平鍋えん堤から下流の区域	6月1日から9月30日まで。ただし、さお漁のうち
----	---------------------	-------------------	--------------------------

に改める。				えさ釣り及び ぎじ釣りによ るものに限 り、7月15日 から9月30日 までとする。	
				奈半利川の平鍋えん堤から上流の 区域	
				6月1日から 12月31日ま で。ただし、 さお漁のうち えさ釣り及び ぎじ釣りによ るものに限 り、7月15日 から12月31日 までとする。	
		しゃくり掛け	奈半利川の田野ぜきから平鍋えん 堤までの区域	7月1日から 9月30日まで	
			奈半利川の平鍋えん堤から上流の 区域	7月1日から 12月31日まで	
		金突	奈半利川の長山橋上流端から平鍋 えん堤までの区域並びに同川支流 野川川及び奈半利川支流西谷川の 区域	8月1日から 9月30日まで	8月1日から 12月31日まで
			奈半利川の平鍋えん堤から上流の 区域。ただし、同川支流小川川の メガネ橋から弘瀬の堰までの区域 を除く。		
		と網 なげ網	奈半利川の長山橋上流端から平鍋 えん堤までの区域並びに同川支流 野川川及び奈半利川支流西谷川の 区域	8月1日から 9月30日ま で。ただし、 夜間を除く。	8月1日から 12月31日ま で。ただし、 夜間を除く。
			奈半利川の平鍋えん堤から上流の 区域。ただし、同川支流小川川の メガネ橋から弘瀬の堰までの区域 を除く。		
に改める。					

附則として次のように加える。 この規則は、令和6年5月16日から施行する。									
(4) 変更後の遊漁規則の施行の日 令和6年5月16日									
2 物部川漁業協同組合 内共第509号 第五種共同漁業権遊漁規則									
(1) 漁業権者の名称及び住所 物部川漁業協同組合 香美市土佐山田町山田1865番地									
(2) 漁業権の免許番号 内共第509号									
(3) 遊漁規則の変更の内容 第4条第2項の表中									
「		を		に、					
5月15日午前 5時から9月 30日午後5時 30分まで				5月15日午前 5時から9月 30日午後5時 30分まで					
7月1日午前 5時から12月 31日午後5時 まで				6月1日午前 5時から12月 31日午後5時 まで					
」				」					
「									
よこ掛け（しゃびき を含む。）		物部川の杉田えん堤から上流の区域		7月1日午前 5時から12月 31日午後5時 まで					
		物部川の高知工業高等専門学校前の 同川左岸に設置されている標柱から 同川右岸に設置されている標柱を見 通した線から下流の区域		ただし書の規 定に基づき延 長された期間					
」									
を									
「									
よこ掛け（しゃびき を含む。）		物部川の杉田えん堤から上流の区域		6月1日午前 5時から12月 31日午後5時 まで					
」									
に、「槇山川の行者谷合流点」を「槇山川別府の新錦溪橋」に、「南池橋」を「影橋」に改 め、同条第3項の表中「7月1日」を「6月1日」に改め、同条第4項の表を次のように改め る。									
ア 魚種		イ 区域		ウ 期間					

あゆ あまご こい うなぎ もくずがに	物部川の香美市土佐山田町町田の農免橋上流端から、高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号）第34条第1項の表に規定する同市土佐山田町町田かんがい用物部川下流統合ぜき上流端から上流左岸70メートルの点までの区域	1月1日から 12月31日まで
あゆ	物部川の香美市物部町押谷の佐岡橋上流端から下流の同市物部町山崎の山崎橋上流端までの区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	10月1日から 12月31日までの間において 組合が別に定める期間
	物部川の香美市物部町安丸の安丸えん堤上流端から下流の同市物部町大栃の蜷生川橋上流端までの区域内において産卵保護のため組合が別に定める区域	

第4条第6項の表中「7月1日」を「6月1日」に改める。

第6条第1項の表中

2,000円	7,000円
設定なし	

	3,000円
2,000円	8,000円
設定なし	3,000円

に改め、同条第2項の表中「組合が特に承認した者」を「試験研究若しくは教育実習又は広報を目的として採捕する者で組合が特に承認したもの」に、

女性 肢体不自由者 21歳から25歳までの者 70歳以上の者	3,000円	1,500円
女性 肢体不自由者	3,000円	1,500円

21歳から25歳までの者		
75歳以上の者	4,000円	

に改め、同条第3項の表中「11,000円」を「12,000円」に改め、同条第6項中「7,000円」を「8,000円」に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、令和6年5月16日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

令和6年5月16日

3 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所

仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5

(2) 漁業権の免許番号

内共第513号

(3) 遊漁規則の変更の内容

第4条第2項の表中

「

第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域

仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾川郡いの町清水上分の程野2号線橋から同町清水上分の四国電力分水第1発電所橋までの区域を除く第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の区域
--

第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域

」

を「

第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域

」

に改め、同条第5項の表を次のように改める。

ア 魚種	イ 漁具漁法	ウ 区域	エ 期間
あまご	フライ（毛ばり釣り） ルアー釣り	仁淀川支流上八川川支流小川川の吾川郡いの町の同川と高樽川との合流点から仁淀川支流上八川川支流小川川と仁淀川支流上八川川との合流点までの区域及び仁淀川支流上八川川の同川と仁淀川支流上八川川支流小川川との合流点から下八川第4発電所放水口までの区域	10月1日午前6時から翌年の2月末日午後6時まで

第4条の次に次の1条を加える。

（全長等の制限）

第4条の2 次の表の左欄に掲げる水産動物については、同表の右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ

もくずがに	甲幅 5センチメートル以下
-------	---------------

第 5 条第 1 項の表中「8,000円」を「9,000円」に、
「

5,000円

」を「

6,000円

」に改め、同条第 2 項の表

中「組合が特に承認した者」を「組合の運営に寄与した者で組合が特に承認したもの」に、
「4,000円」を「5,000円」に改め、同条第 3 項の表中「10,000円」を「11,000円」に改め、同
条第 6 項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「6 月 1 日から翌年の 5 月31日まで」を「3 月 1 日
から翌年の 2 月末日まで」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の表中

仁淀川支流上八川川支流枝川川の吾 川郡いの町清水上分の程野 2 号線橋 から同町清水上分の四国電力分水第 1 発電所橋までの区域	2,000円（あゆ、うな ぎ及びこいを対象とす る遊漁に係る 1 年遊漁 料を納付した場合にあ っては、無料）	5,000円（あゆ、うな ぎ及びこいを対象とす る遊漁に係る 1 年遊漁 料を納付した場合にあ っては、無料）
---	---	---

を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。
4 第 1 項の規定にかかわらず、前項に規定する特別遊漁料を納付した者は、第 2 条第 1 項に
規定する漁具漁法による遊漁（第 4 条第 5 項の表のア欄に掲げる魚種に係る同表のイ欄に掲
げる漁具漁法による遊漁を除く。）を行うことができる。
附則として次のように加える。
この規則は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の次に 1 条を加える改正規定
は、令和 6 年 5 月16日から施行する。
(4) 変更後の遊漁規則の施行の日
令和 6 年 5 月16日
4 四万十川上流淡水漁業協同組合 内共第515号 第五種共同漁業権遊漁規則
(1) 漁業権者の名称及び住所
四万十川上流淡水漁業協同組合 高岡郡四万十町榑山町 7 番14号
(2) 漁業権の免許番号
内共第515号
(3) 遊漁規則の変更の内容
第 5 条第 2 項の表中「80歳以上の者」を削り、「70歳から79歳まで」を「75歳以上」に改め
る。
附則として次のように加える。
この規則は、令和 6 年 5 月16日から施行する。
(4) 変更後の遊漁規則の施行の日
令和 6 年 5 月16日